

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(7月分～9月分)

令和元年9月30日現在

■令和元年7月1日～令和元年9月30日

【参考送付】：発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:12件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月1日	いわゆる預託商法につき抜本的な法制度の見直しを求める意見書	栃木県弁護士会 会長 山田 実	いわゆる預託商法のうち、事業者による物品の販売と、販売業者又はその関連業者が収益の配当を約して当該物品の預託を受けることが一体的に行われている形態のものについては、金融商品取引法の「集団投資スキーム」に該当すること並びに登録制及び行為規制の適用対象となることを明確にするよう、金融商品取引法及び関係法令を改正すべきである。
7月17日	クレジット過剰与信規制の緩和に反対する会長声明	兵庫県弁護士会 会長 堀 充廣	経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会は、クレジットカード交付時の過剰与信規制について、少額の限度額付与時の指定信用情報機関への信用情報の紹介や登録義務の免除、事業者独自の与信審査ができる場合、支払可能見込額調査義務や指定信用情報機関の照会や登録義務の免除等を検討しているが、安易なクレジット過剰与信規制緩和は危険であり、何よりも消費者が保護され安心安全に利用ができる制度的基盤を構築することが重要である。 指定信用情報機関への信用情報照会義務及び与信情報の登録義務はクレジット過剰与信規制の実効性を確保するために引き続き堅持すべきである。支払可能見込額調査義務も消費者の経済的破綻を防止する重要な制度的基盤であり、仮に事業者独自の与信方法を許容する場合でも事業者の債権回収の観点からではなく、消費者の経済的破綻を防ぐ措置が必要である。 よって、当会はクレジット過剰与信規制の緩和に反対である。また、事業者独自の与信審査が審査の適正性について客観的な検証が可能であるか、個人情報の不当な利用や差別を招く懸念はないか、事業者による説明と消費者による是正の機会が確保されているか、AIのみによる審査がどの範囲で社会的に許容されるのかについて社会的な合意が形成されているかなど、なお慎重に検討すべきである。
7月23日	かんぽ生命の不適切な保険販売に抗議し、原因究明と信頼回復への速やかな対応を求めます	主婦連合会 会長 有田 芳子	かんぽ生命の不適切な保険販売について、早急な被害の全容解明を行い、契約者目線での被害救済を行なうべき。また、「旧契約を解約せずに契約を見直せるように転換制度を2021年4月から導入する」としているが、それまでの間の顧客への適切な対応として制度の不備を補う施策が必要。徹底した原因の調査と公表、再発防止対策とともに企業体質の抜本的な見直しを行い、信頼回復を果たすことを強く望む。
7月26日	クレジット過剰与信規制の緩和に反対する会長声明	京都弁護士会 会長 三野 岳彦	令和元年5月29日付中間整理は、2008年改正割賦販売法のクレジット過剰与信規制を緩和しようとするものであるが、①少額・低リスクのサービスであっても、他社債務や延滞事故発生状況を確認・登録せずに利用ができるとすると、別々の業者から少額の与信を複数受けることが可能となり、債務額が増大化するおそれがある。こうしたおそれは、少額・低リスクのサービスへの新規事業者の算入拡大が予想される中で看過できないものである。そして、現在でも若年者への少額・低リスクのサービスでの与信がなされているケースが見受けられる中で、今後成年年齢が引き下がれ、適正な与信審査がなされなければ、若年者の多重債務の増大を招くおそれが一層強くなる。 また、②技術やデータを活用した与信審査についても、現行法の画一的な支払可能見込額調査に比して、その代替手段としての合理性が認められる内容であることが客観的に検証されているかにつき疑問がある。各クレジットカード会社が独自に収集するビッグデータやAIを活用したスコアリングモデルによる与信審査基準には、必ずしも個々の消費者の信用力に関係しない要素も含まれる可能性があり、他社債務・延滞事故発生状況が分からぬ前提での与信審査には限界があるといわざるを得ない。多重債務防止のためには、やはり画一的な支払可能見込額調査のため、使用義務を課すべきである。 以上のとおり、中間整理は、クレジット債務の状況を業界全体で共有することによって過剰与信を規制するという2008年改正割賦販売法の趣旨を根本的に没却するものであるから、当会はこれに反対する。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月23日	クレジット過剰与信規制緩和に反対する会長声明	和歌山弁護士会 会長 廣谷 行敏	<p>経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会から令和元年5月29日に公表された、クレジットカード等の交付・付与時の過剰与信規制についての中間整理について、かかる過剰与信規制の緩和は、以下の理由から多重債務防止のための規制の実効性を失わせることになるため、当会はこれに反対する。</p> <p>1. クレジットカード会社独自の「技術やデータを活用した与信審査方法」の選択肢を認めることは、業界全体として統一的な算定方法による支払可能見込額調査義務を課すことにより多重債務問題を業界全体で防止するという法の趣旨を没却することになりかねないこと。</p> <p>2. 多重債務問題を防止するためには、他社における取引内容も含めたクレジット債務全体を把握することができ、より適切な与信を行うことが可能となるのであって、信用情報の使用義務は、正に過剰与信防止へ直接的に寄与することになるから、基礎特定信用情報の登録義務だけでなく、指定信用情報機関の信用情報使用義務を維持すべきであること。</p> <p>3. 極度額10万円以下の与信審査にあたって指定信用情報機関の信用情報の使用義務及び基礎特定信用情報の登録義務を免除することについては、①現行法のもとでもすでに少額与信への特例措置が用意されていること、②民成年年齢の引下げに係る民法改正により今後若年者の多重債務や消費者被害の増加が懸念されていること、③極度額が小さいというだけの理由で安易に指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務を免除し、他社における取引内容を含めたクレジット債務全体を把握することで適切な与信審査を行うという、多重債務防止セーフティネットとしての役割を果たしてきた従来の制度を崩壊させることがあつてはならないこと。</p>
8月30日	クレジット過剰与信規制の緩和に反対する会長声明【参考送付】	第一東京弁護士会 会長 佐藤 順哉	<p>経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会は、令和元年5月29日、これまでの審議における議論を「中間整理～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」(以下「中間整理」という。)としてとりまとめた。</p> <p>このうち、現行法上要求されている指定信用情報機関の信用情報の使用義務については、技術やデータを活用した与信審査を行う事業者に対しては一律の義務としては課さないことが適当であると考えられるとした点については、利用者が他社に対して負担する債務を確認することなく与信を行うことを許容するものであることから、クレジットカード会社は、他社で多重債務状態にある者に対しても、自社の営業判断に基づいて与信することもできる結果となる可能性があり、そのような事態を避けうる技術的・制度的な保証のない現状では、多重債務防止の機能を備えた合理的な与信審査方法とは言い難い。</p> <p>また、中間整理を前提にしても、技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できない事業者については、引き続き信用情報の使用義務が課されるものであるが、仮に極度額が10万円以下のクレジットカードの場合には、現行法上要求されている指定信用情報機関の信用情報の登録義務を課さないとする措置をとれば、信用情報に登録される情報が限定的となる結果、それらの事業者が行う与信調査の正確性が確保されなくなる危険があり、やはり、不適正与信防止の点から看過できない。</p> <p>以上より、当会は、中間整理が見直しの方向性として提示した上記措置による過剰与信規制の緩和には強く反対する。</p>
9月3日	預託商法に対する法整備に関する声明	全国ジャパンライフ被害弁護団連絡会 代表 弁護士 石戸谷 豊 事務局長 弁護士 大迫 恵美子	<p>内閣府消費者委員会は預託商法に関する建議を採択したが、法整備については法制度の在り方を検討すべきであるとするにとどまり、具体的な内容に言及していない。これは、消費者庁が法整備の必要性を一貫して否定してきたためである。</p> <p>当弁護団連絡会は、消費者庁のこのような姿勢を強く非難し、抗議する。消費者庁は、直ちに預託商法被害の再発防止のための実効性ある法整備を行るべきである。</p> <p>折しも、消費者庁・消費者委員会創設から10周年を迎える。この間、預託商法被害を始めとする深刻な被害が連續した。消費者庁は消費者行政の司令塔機能・消費者委員会は監視機能を發揮するという、創設の原点に立ち返るべきである。</p>
9月4日	株式会社かんぽ生命保険による不適切な保険販売に対する抗議と意見表明【参考送付】	特定非営利活動法人 消費者機構日本 代表理事 副理事長 佐々木 幸孝	<p>消費者に対し、特定事案をはじめ一般的に見て消費者に不利益を及ぼす結果となる契約の締結について勧誘をしていた場合において、消費者が乗換前の利益情報を確保したいと希望するときは、原則として、乗換前の保険契約の復元その他の消費者の不利益を解消するための措置を探るべき。</p> <p>また、乗換前の保険契約を復元する場合には、受領済の解約返戻金及び未払保険料について柔軟な取扱いをし、契約の復元が容易になるような措置を講ずるべき。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
9月9日	クレジット過剰与信規制の緩和に反対する意見書(産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会中間整理についての意見)【参考送付】	東京弁護士会 会長 篠塚 力	<p>産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会の「中間整理～テクノロジー社会における割賦販売法のあり方～」に対し、次のとおり、意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. クレジット会社が独自の技術やデータを活用して与信審査を行う場合について、現行の割賦販売法が定める支払可能見込額調査義務を課さないこととすることには反対である。この場合も、クレジット会社は、原則として、所定の方法により利用者の支払可能見込額を調査しなければならず、その調査に当たっては指定信用情報機関の信用情報を使用しなければならないものとした上で、利用限度額がこのような調査に基づき算定される支払可能見込額を超える場合の与信の禁止を定めている現行の規律(同法30条の2、30条の2の2)を維持すべきである。 2. クレジット会社が極度額10万円以下の与信をする場合について、現行の割賦販売法が定める信用情報登録義務を課さないこととすることには反対である。この場合も、クレジット会社に対し、指定信用情報機関への基礎特定信用情報の情報提供(登録)を義務付けている現行の規律(同法35条の3の56第2項、第3項)を維持すべきである。
9月13日	金融審議会「金融制度スタディ・グループ」「『決裁』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告(基本的な考え方)」についての意見書【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 菊地 裕太郎	<ol style="list-style-type: none"> 1. 決済法制の具体化に際しては、規制の緩和に偏することなく、利用者にとって安全・安心な決済手段を確保すべきである。規制の回避を防止し、利用者保護や公正な競争条件を確保する観点を重視して、同一の機能・同一のリスクに同一のルールを適用する規制の横断化を進めるべきである。 2. 資金移動業の送金額に応じた規制の検討に際しては、以下の点に留意すべきである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現行規制を前提に事業を行う事業者については、送金上限額を超える額の資金滞留が許されないこと、滞留は一定期間に限定されることを明確化すべきである。 (2) 「少額」送金の制度においても、利用者資金の全額の保全が確保されるべきである。 3. 第三者型かつ、IC型及びサーバ型の前払式支払手段の利用者資金の保全については、全額の保全を求める制度とすべきである。 4. 収納代行・代金引換等については、資金移動業の規制対象とすることを原則とすべきである。特に、一般利用者が事業者の信用リスクを負担するものについては、利用者保護が実効的に確保されるよう留意すべきである。 5. 利用者トラブルへの対応の検討に際しては、以下の点に留意すべきである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 資金移動事業者が加盟店と契約を締結し、商品やサービス購入代金の支払いとして行われる資金移動については、第三者型前払式支払手段発行業者又は信用購入あっせん業者の苦情の適切処理・加盟店調査措置義務と同内容の制度を設けるべきである。 (2) 商品やサービス購入代金の支払いとして行われる資金移動、収納代行、前払式支払手段及びデビットカード等について、利用者が販売業者に対抗し得る事由がある場合の既払金返還ルールを創設すべきである。 (3) 資金移動、収納代行、前払式支払手段及びデビットカード等について、第三者による無権限取引が行われた場合の責任分担に関し、利用者が責任を負わないことを原則としつつ、過失のある利用者の責任を一定額に限定するルールを横断的に設けるべきである。なお、利用者の過失の立証責任は事業者に課すべきである。 6. ポストペイサービス制度については、以下の点に留意すべきである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ポストペイサービスのうち、特定の販売業者等と密接な牽連関係の下で商品・サービスの販売を条件として代金相当額を当該販売業者に交付し後払いを受ける取引については、割賦販売法が適用されることを改めて明確化し、周知すべきである。 (2) 過剰与信防止の制度については、「少額」サービスにおいても、これを後退させることなく、その充実が図られるべきである。
9月19日	クレジット過剰与信規制の緩和に反対する声明	長崎県弁護士会 会長 森永 正之	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現在、経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会において、クレジットカード等の交付・付与時の過剰与信規制について、以下の規制緩和策が議論されている。 しかし、消費者にとってクレジット契約は、利便性がある一方、支払能力を超えた利用により多重債務に陥るリスクがある。過剰与信規制は過剰与信が深刻な多重債務問題を引き起こす一因となった歴史を踏まえて導入された経緯があり、規制緩和はこの経緯に逆行するものである。利用限度額を10万円以下と限定しても、利用限度額10万円以下のクレジットカードが複数交付されてしまった場合、業界全体でクレジット債務額を共有することによって多重債務化を未然に防止するという制度趣旨が没却されてしまいかねず、過剰与信規制の実効性を欠く。 よって、指定信用情報機関への信用情報の照会義務及び基礎特定信用情報の登録義務を免除することは、決して許されるべきものではない。 3. クレジットカード会社独自の「技術やデータを活用した与信審査方法」についても、信用情報の照会を行わない以上、既に他社からの借入で多重債務状態にある者に対してもクレジット与信することが可能になりかねず、過剰与信規制の実効性を失わせる。 仮に、「技術やデータを活用した与信審査方法」を支払可能見込額調査義務(同法第30条の2第1項)の代替手段として認めるにすれば、事前の措置として、行政等の第三者が当該与信審査方法の合理性を審査する手続と、事後の措置として、貸倒率又は延滞率等の客観的検証手続を設けることの両方の措置を講ずるべきである。 4. 前記の規制緩和策は、過剰与信規制の実効性を失わせるものであり、多重債務問題防止の観点から看過することはできない。当会は、過剰与信規制の規制緩和に強く反対する。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
9月26日	オンラインプラットフォーム取引における消費者保護のための法整備を求める意見書	埼玉弁護士会 会長 吉澤 俊一	<p>現状、多数の参加者に取引の場を提供するオンラインプラットフォーム取引が急速に拡大し、これに伴い消費者トラブルが増大しているが、これに対する消費者保護のための法整備については行われておらず、プラットフォーム事業者の自主規制で対応している状況である。</p> <p>平成31年4月付けの「内閣府消費者委員会オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書」の「第6提言」において、消費者保護のための検討課題があることを指摘しているが法的義務規定の具体的な整備については言及されていない。</p> <p>しかしながら、弁護士が現に受任処理しているオンラインプラットフォーム取引の被害事例や、消費生活センターに多数寄せられている消費生活相談事例を分析すれば、消費者保護のための具体的な法整備を要する事項が存在することは明らかである。また、韓国や中国においては、オンラインプラットフォーム取引における消費者保護の法整備が既に行われており、EUにおいても検討が進められている。</p> <p>上記専門調査会のアンケート調査によると、消費者の約3割がオンラインプラットフォームを介在する各サービスを利用した際にトラブルを経験しており、極めて高い比率で消費者被害が発生している実態が存在する。</p> <p>独立行政法人国民生活センターが令和元年5月に報道発表を行った「デジタル・プラットフォームに関する消費生活相談の概要と相談事例」によれば、ショッピングモールにおいてトラブルが発生した場合、利用規約上は消費者と販売業者が直接交渉するものと定め、消費者が販売業者と連絡が取れない場合でも運営事業者は販売業者の連絡先を教えてくれない等、トラブル解決が困難となっていることが指摘されている。</p> <p>そこで、オンラインプラットフォームにおける消費者被害の防止、救済を図るため、少なくとも以下の事項については具体的な法整備を早急に行うことを求める。</p> <p>1 出店者等への調査措置義務 プラットフォーム事業者は、以下の(1)及び(2)を含む消費者の生命・身体または財産上の法益に損害を被らせないようにする注意義務を負うこと。 (1)出店申込者等に対する調査措置義務 販売業者である出店者または非事業者個人である出品者(以下、両者を含めて「出店者等」という)がオンラインプラットフォームに登録し出品を開始する際、その身元情報の確認及び販売する商品または提供する役務が公序良俗違反その他の法令違反がないよう適正な審査をする義務。 (2)出店・出品後の調査措置義務 出品開始後においても、出店者等の販売する商品または提供する役務が、消費者の生命・身体・財産上の法益を侵害することがないよう、定期的に又は必要に応じて、出店者等に対する適正な調査・措置をする義務。</p> <p>2 苦情発生時の適切処理義務及び出店者等の身元情報の提供義務 プラットフォーム事業者は、出店者等が行うオンラインプラットフォーム内の取引に関して、消費者から生命・身体・財産上の法益損害を被った旨の苦情が寄せられた場合、その苦情が迅速かつ適切に解決されるよう、日本語による相談窓口を設け、契約当事者間の連絡調整、苦情の適切な解決及び同種苦情の再発防止の措置を含む苦情の適切処理義務を負うこと、並びに、必要に応じて、当該消費者に対し、出店者等の身元情報その他当該取引に関する情報を提供する義務を負うこと。</p> <p>3 上記義務違反に基づくプラットフォーム事業者の損害賠償責任 プラットフォーム事業者が、上記1の適正な審査義務等又は上記2の苦情処理義務等を怠り、消費者に損害を生じさせた場合、信義則に基づき、当該消費者に対し損害賠償責任を負うこと。なお、この場合、プラットフォーム事業者が相当の注意を払ったことを立証しない限り免責されないと、立証責任の転換を検討すべきである。</p>

<食品表示関係:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月8日	ゲノム編集食品の表示等についての意見書	釧路消費者協会 会長 畠山 京子	<p>消費者委員会ではゲノム編集技術を応用した食品(ゲノム編集食品)について「表示」や「届出」を義務ではなく、任意とする方向で動いているが、このことに関し以下の理由で反対し、「表示」と「届出」について義務を課すことを強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自然界で起きる突然変異と人為的に起こすゲノム編集技術が全く同等という考え方には疑問を感じる。ゲノム編集技術はオフターゲット作用の危険性も指摘されており、予期せぬ事故の発生を完全には否定できない。備えとして、事故が起きた時に回収ができるよう「表示」と「届出」、更にトレーサビリティの義務化は必要である。 2. ゲノム編集の痕跡が残存せず、科学的検証ができないのであれば社会的検証を行って、表示を義務化してほしい。 3. お金を出して食品を購入するのは消費者で、お金を出すからには表示を見比べて納得できるものを選ぶのは当然であり、消費者の権利でもある。突然変異と同じと安全性を唱えられても、それに同調できない消費者の選ぶ権利を保障すべきで、そのため表示は不可欠である。 4. 今、消費者の商品選択は安全性のみならず、その商品の社会に与える影響や製造(生産)する企業等の倫理性などにも関心を払うなど、選択の幅が広がっている。そのためにも「表示」と「届出」は必要である。 5. 「消費者の権利」は「消費者基本法」に謳われている。消費者の立場で、企業優先ではなく消費者の権利擁護を優先してほしい。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月29日	ゲノム編集技術応用食品の表示に関する緊急声明	たねと食とひと@フォーラム 共同代表 吉森 弘子 高橋 広一	<p>ゲノム編集技術は、人類史上これまで経験のない遺伝子改変技術の応用をめぐり国内外で議論されている。特に、農産物・動物の分野では、多くの市民が懸念の声を上げている。消費者庁はゲノム編集食品の表示を義務化しない意向だが、私たちは、市民の意見を十分に考慮し、強い責任感をもって、ゲノム編集食品の表示について真摯に検討することを消費者庁に求める。</p> <p>○多くの消費者が求めるのはゲノム編集技術応用食品の表示義務化</p> <p>たねと食とひと@フォーラムは、ゲノム編集技術応用食品の表示の在り方を整理・検討する中で消費者庁が示した表示義務化は困難との見解に、強い懸念を表明する。消費者庁は、科学的検証が困難なため表示の義務化はしない見解であるが、「イノベーション」を優先したゲノム編集食品の社会実装一辺倒では、消費者は混乱する。上市されれば、当然、学校給食等にも使われることとなり、消費者の間では不安が高まっている。消費者の視点での表示義務化が必要である。</p> <p>厚生労働省では、届出の実効性が十分に確保されるよう、各都道府県等、各関係省庁等、在京大使館のほか、関係業界団体に広く周知のうえ、輸入品についても事前相談を受け付け、専門家によるサポート体制を準備し、届出があつた情報は遅滞なく情報公開し、もし届出を怠つたことが発覚した場合は開発者等の情報と共に公表する場合があるとの案を提示している。届出の実効性が十分に確保された成果を決して無駄にすることがないように、「ゲノム編集」表示の義務化を追求すべきである。</p> <p>○科学的検証に加え社会的検証により表示の義務化は実現できる</p> <p>表示制度の実行可能性は、食品関連事業者の意向に拘るところが大きくなる。事業者が日常的に情報を把握するためには、遅滞のない公表が、また事業者の過度な事務負担なく原料管理を徹底するためには、流通履歴が管理されたしきみが必要である。また、遺伝子を改変した作物動物応用食品によって安全性に関わる想定外の問題が生じた場合の被害拡大を防ぐためには、事業者が遡って原因を究明し、追跡や回収をスムーズに実施し、問題箇所の特定が可能なトレーサビリティ制度の確立が重要である。</p> <p>科学的検証に加え、届出情報、事前相談の内容、特許となっているゲノム編集ツールの購入履歴等を活用するなどの社会的検証を併用することで、実行可能性の幅は広がる。事業者・開発者の願いも、安全・安心な商品及びサービスが市場に供給され、人々の生命や健康が守られ、仮に被害に遭っても円滑に救済されることにあるはずである。2017年9月に施行された改正食品表示基準で、消費者庁は加工食品に原料原産地表示を義務付けた。その裏付けは社会的検証(原料トレーサビリティ)で、ゲノム編集技術応用食品にも同様の方法を適用すれば、表示の義務化は実現可能と考える。いわゆるゲノム編集食品なりすまし等の表示違反の検証可能性についても、同様に考える。</p> <p>○予防原則に基づいた規制の整備が求められる</p> <p>ゲノム編集技術の結果は完全に予測できるわけではなく、想定外のアレルゲンや有害物質が產生される恐れがある。個々の応用分野においてもオフターゲット変異の評価体系は、国内外で未確立である。オントーゲットの変異で意図されない効果が生じる可能性も否定できない。</p> <p>十分な検証やリスク評価なしに食品として市場に出回れば、異常タンパク質によりアレルギー等の問題を引き起こすことも考えられ、食品安全性に重大な影響を及ぼしかねない。長期にわたりゲノム編集応用食品を摂取した場合、体にどのような影響を及ぼすのか、また及ぼさないのかデータがない。悪影響が生じる可能性が排除できない以上、ゲノム編集食品も、遺伝子組換え食品も、予防原則に基づいた規制を整備する必要がある。</p> <p>国ごとに違う対応も不安を招いている。国が食の安全については消費者のいのちと健康を守る義務を放棄することになりかねない。予防原則に則った厳しい基準づくりは、国民から信任され政策や方針を決定する立場の人々の社会的責任である。</p> <p>農産品を輸入に頼る日本にとって、国際整合性は重要である。ゲノム編集作物・食品については、2019年2月にアメリカで利用が始まった高オレイン酸大豆などが、近く日本に輸入され、表示もなく流通する見通しである。消費者庁としては、他国に対しても、事業者もその一員である消費者・生活者の視点に立脚した主張をしていくべき。</p> <p>○食の安全・安心と消費者との信頼構築に向けた政策検討が求められる</p> <p>消費者の意向は様々である。消費者庁は、「消費者基本法」を目指す自立した消費者の姿の実現に向け、消費者の「知る権利」、「選ぶ権利」及び食品表示法に記載された「消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会」を確保しなくてはならない。</p> <p>もとより消費者の選択の基準は、安全性だけではなく社会的、倫理的な信念や、個々の心情も含めた多様な要因からなる。「研究者や開発者が安全だと言っているのだから、表示する必要はないだろう」という安易な思惑や、消費者の選択の背景にある多様な思いを無視した決めつけは避けるべきである。どのような食料をつくり、どのような食料を消費するのかは、人々に保障された基本的人権としての「食料主権」です。食品を選ぶのが消費者である以上、消費者の多様な選択基準が尊重されるべきである。</p> <p>消費者庁は、「消費者行政の『舵取り役』として、消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現することを使命」としている。たとえ厚生労働省が「本年夏頃を目途に運用を開始する予定」としても、「表示の在り方についても同じタイミングで整理し、検討することが必要」とするのではなく、消費者庁の掲げる使命と指針に基づき、行動していくべきと考える。</p> <p>消費者庁が掲げる指針の「困難な課題であっても、できる方法を考え、挑戦し続けます。」という項目には、「消費者庁は、消費者の立場から、各省庁の所管を越えた、新しい、多くの困難な課題に取り組まなければなりません。そのため、従来の行政の発想にとらわれるのではなく、前向きに、できる方法を考え、解決に向かって、全力で、積極果敢に挑戦し、一歩ずつでも前進し続けます。」と記されている。</p> <p>必要なのは、拙速に結論を出すことではなく、社会的に受け入れられるのかどうか、受け入れられるためにはどのような食品行政が望ましいかを考えることである。その政策作りには、当事者である消費者を交え、多様な意見を反映させるための丁寧な議論が必要である。</p> <p>食品の安全性はもちろんのこと、食の安心には信頼関係の構築が必要となる。消費者の信頼を得るには、一方的な説明ではなく、きめ細かなリスクコミュニケーションの実施が求められる。他の省庁や事業者等に対しては、消費者の立場の考え方を提示し、時間をかけてよりよい結論を導く決意と努力が求められている。</p>

<消費者安全関係: 1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月1日	提言 消費者被害防止のために、改めて消費者事故情報一元化との活用を求める	PLオンブズ会議 一般社団法人 全国消費者団体連絡会	<p>所管省庁等の異なる事故情報は一元化されたとはいはず、また、データの分析・原因解明も十分とはいえない。「事故情報は国民の共有財産（公共の財産）」であり、行政、事業者、消費者がそれぞれ情報を出し合って、有効に活用し事故の再発防止に結び付けることが重要である。ついては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消費者庁に対し、他の関係省庁が保有する事故情報のみならず、事業者、消費者からの情報の一層の一元化に取り組むことを強く求める。なお、一元化に当たっては、 ・消費者委員会が平成29年8月に取りまとめた「事故情報の更なる活用に向けた提言」を踏まえるべきである。 ・消費者が事故情報を簡易に提供できるよう、SNSを活用した情報収集の仕組みなどを整えることが必要である。 2. 以下の内容を含む「事故情報収集公開法（仮称）」を制定すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ①各省庁等が保有する事故情報を一元化し、各省庁が常時アクセスできること及び消費者、事業者等も当該情報を閲覧できるようにすること。 ②集めた事故情報を調査・分析する「消費者事故総合分析センター」を設立し、当該センターに事故発生直後から現場に立入調査する権限を付与するとともに、専門家を派遣できるよう体制を整備すること。 3. 事業者は、安全な製品作りに励むとともに、行政や消費者への情報提供を怠らず、行政や消費者からの情報を真摯に受け止めて製品の改善を図り、一層の事故防止に努めるべきである。 4. 消費者には、自ら経験した事故情報を行政や事業者に知らせることが求められ、また、事故当事者や家族へのバッシングをしないことも重要である。

<地方消費者行政: 1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月19日	特定商取引法の執行力強化に関する意見書	日本弁護士連合会 会長 菊地 裕太郎	<p>特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）における執行力強化を図るため、各都道府県及び国はそれぞれ以下のような措置を採るべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各都道府県は、①消費者行政担当職員を増員し、②執行専属部署を設置し、③執行専属部署に属する消費者行政担当職員を常時複数名配置すべきである。 2. 各都道府県は、①警察関係者の人材活用、②弁護士によるアドバイザー制度の活用及び弁護士の非常勤雇用等を行い、執行業務における専門性の強化を図るべきである。 3. 国は、①都道府県をまたぐ広域被害に対する積極的な調査・執行、②各都道府県に対する財源措置の実施、③執行業務に関するノウハウの整備・共有及び研修の充実強化を行うべきである。 4. 国及び都道府県は、特定商取引法における行政処分である指示処分（特定商取引法第7条）及び業務停止命令（同法第8条）について、対象事業者が違法な事業活動を事実上中止した場合であっても、既存の購入者等の利益保護を図る必要性又は市場における同種違反行為を抑制する必要性があると認められるときは執行要件を満たすと解釈し、執行実務を運用すべきである。さらに、国は、このことを明確化する法改正を行うべきである。

<公益通報者保護制度: 1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月22日	「G20 効果的な公益通報者保護のためのハイレベル原則」～議長国、日本における政府・行政・民間事業者の連携要望～	中島 秀隆	<p>令和元年6月、G20大阪サミットにて「G20 効果的な公益通報者保護のためのハイレベル原則」が採択されました。議長国、日本として、安倍晋三内閣総理大臣、関係閣僚、関係行政機関済団体、民間事業者が連携し、「公益通報者保護制度の実効性の向上」および「公益通報者保護法改正」の推進、国益、公益に貢献した「通報が報われる社会が醸成されることを要望します。内閣府消費者委員会殿のご尽力どうかよろしくお願ひ申し上げます。</p>

<集団的消費者被害救済制度: 1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月2日	消費者裁判手続特例法3年後見直しに向けた意見書	特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 特定非営利活動法人 消費者機構日本 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	<p>1. 本制度による救済の対象を拡大すべきである。</p> <p>2. 対象消費者への通知公告の費用は事業者負担とすべきである。</p> <p>3. 一定の事案については簡易確定手続申立てを不要とし、あるいは通知を不要とすべきである。</p> <p>4. 相手方事業者の資力の問題で、損害金等の回収が見込めない場合の対応として、 ①当該事業者の役員も被告適格を有するようにすべきである。 ②団体に破産申立権を付与すべきである。</p> <p>5. 裁判外で返金について事業者との間で合意ができた場合について、団体が当該事業者の返金方法、返金数等の返金対応等について確認をとることができるようにすべきである。</p> <p>6. 個々の消費者への返金が不能又は困難な場合は、団体が消費者スマイル基金等公益的団体への寄付を求められるようにすべきである。</p> <p>7. 上記1~6は本制度の改善要請であるが、これらに加え、行政が民事上の請求を支援する制度として、「消費者に対し、行政が保有する情報を提供する制度」及び「供託命令制度や行政による破産手続開始申立など、行政機関が悪質な事業者の資産を確保できる制度」の検討を要請する。</p>

<その他: 4件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月10日	消費者庁・内閣府消費者委員会創設10周年を迎えるにあたって一層の消費者行政の充実を求めるとともに地方移転に反対する意見書【参考送付】	東京弁護士会 会長 篠塚 力	<p>1. 創設10周年の節目を迎えるにあたって、消費者庁、内閣府消費者委員会および国民生活センターは、この間の消費者行政の問題点を真摯に検証し、その結果を踏まえて、消費者のさらなる安心・安全な生活を実現するため、消費者行政の強化をするよう求める。</p> <p>2. 消費者庁の司令塔機能を低下させることにつながる消費者庁、内閣府消費者委員会および国民生活センターの地方移転には反対する。</p>
7月19日	「ジンギスカン」の名称使用の中止を求める意見書	静岡大学人文社会学部 教授 大野旭=楊海英=オーノス・チョクト	<p>日本の北海道をはじめ、各地において経営されている「ジンギスカン」という名の料理の名称使用を中止するよう求める。いわゆる「ジンギスカン」という日本の料理は、日本の戦前からの負の遺産である。</p> <p>モンゴル人とユーラシア諸民族の偉大な先祖、引いては、世界史における最も影響力のある政治家・思想家、民族の開祖であるチンギス・ハーン=ジンギスカンの名前で、日常商品名として消費する政治的・経済的行為は、モンゴル民族等の歴史文化を侮辱することである。</p>
7月29日	ジンギスカン料理についての抗議書【参考送付】	日本モンゴル文化学会	<p>日本において、ジンギスカン料理等の名前は、「現世界で約2000万人いるモンゴル人たちの精神柱で、モンゴル乃至モンゴル系民族の全てを代表する聖なる人物で、かつてモンゴル帝国を築いた大なるハーン(皇帝)=チンギスハーン=成吉思汗(漢字表記)」から由来したものであり、その名は、日本で言うと「天皇」にあたる聖なる存在である。</p> <p>そのため、日本「チンギスハーン=ジンギスカン=成吉思汗=成吉斯汗」の名前を商品などに付けることを断固反対し、即時に使用禁止することを強く要求する。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
9月24日	少年法の適用年齢引下げに改めて反対する声明	佐賀県弁護士会 会長 奥田 律雄	<p>次のとおり、現行少年法は18歳・19歳の若年者にとつても有効に機能しているばかりか、少年法適用年齢引下げには全く理由がなく、当会は改めて少年法適用年齢引下げに断固として反対する意見を表明する。</p> <p>①法律の適用年齢が、当該法律の立法趣旨等に照らして個別具体的に検討されるべきものであることは論を俟たない。事実、平成30年6月には民法の成年年齢を18歳に引下げる内容の改正法が成立した一方、飲酒・喫煙、公営ギャンブル等に関する各法律については、現行の適用年齢(20歳未満)が維持されることとなった。これは、健康被害防止や青少年保護の観点から民法上の成年年齢との差異を設けたものであって、少年法についても、健全育成の理念(少年法1条)によって適用対象年齢が定められるべきものであるから、民法上の成年年齢と一致させなければならない理由は無いはずである。</p> <p>②保護主義による国家の介入には、様々な事情が考慮される。上記飲酒・喫煙、ギャンブルの禁止も、健康被害防止や青少年保護の観点から民法上の成年者への介入を許容するものである。少年法による介入は、未成熟で可塑性の高い少年に対し更生の機会を与え、非行に陥ってしまった環境からの社会復帰を促す効果が期待できるものであって、民法上の成年者であっても、そのような少年たちを保護処分の対象とすることは過剰な介入にはなりえない。</p> <p>③少年法適用年齢引下げによって少年法上の処遇が受けられなくなる若年者に対しては、代替手段として「新たな処分」の新設が議論されているが、「新たな処分」はあくまでも犯罪に対する非難と再発防止のための調査・鑑別に過ぎず、教育として個別の処遇をしている現行少年法制度の代替制度には到底なりえない。また、現行少年法制度が全件送致主義を採用していることから、全ての事件について家庭裁判所調査官による調査がおこなわれるのに対し、「新たな処分」は一定の事件についてのみ上記調査が実施されるにとどまるため、個々の少年の資質と生活環境に焦点があたらない場合があるという点において、現行少年法制度の方が優れているのは明らかである。</p> <p>それのみならず、上記「新たな処分」という代替手段を検討していること自体が、18歳・19歳の若年者に対しては保護主義に基づいた処遇を行う必要性があることを認めているに等しく、少年法適用年齢引下げの合理的理由がないこと、法制審議会での議論が少年法適用年齢引下げを前提とした、いわば結論ありきのものとなっていることが明らかなのである。</p>